

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成31年2月26日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を右「下肢4級」と認定した部分について、「体幹2級」に変更するよう求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人は、処分庁から下肢4級と認定されているが、歩行等に難渋する状況は体幹の障害に由来するものと理解するしかなく、体幹の障害を認定すべきである。また、請求人は移動手段として

福祉タクシーを使用する必要があるにもかかわらず、本件処分による障害認定（下肢４級）では、〇〇区の福祉タクシー乗車料金助成制度の対象にならないから、下肢と体幹の重複障害の一方しか認められないのであれば、より重度の体幹２級を認定してもらいたい。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年９月９日	諮問
令和元年１０月２９日	審議（第３８回第４部会）
令和元年１１月２６日	審議（第３９回第４部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

- (1) 法１５条１項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条４項は、知事は、同条１項の申請に基づいて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。
- (2) 法施行規則５条１項２号は、手帳には障害名及び障害の級別

を記載すべき旨を定め、同条3項は、障害の級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに級別（障害等級）が定められている。

- (3)ア 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、肢体不自由（上肢、下肢及び体幹の機能障害）について記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

- イ また、等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に関するものとして、一上肢、一下肢及び体幹の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下の表のとおりとなる。

級別	肢 体 不 自 由		
	上肢の機能障害	下肢の機能障害	体幹の機能障害
1	—	—	体幹の機能障害により坐っていることがで

級			きないもの
2級	4 一上肢の機能を全廃したもの	—	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	3 一上肢の機能の著しい障害	3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	—	4 一下肢の機能の著しい障害	—
5級	—	—	体幹の機能の著しい障害
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害	2 一下肢の機能の軽度の障害	—

ウ また、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとするとしている。

合計指数	認定等級
18以上	1級
11～17	2級
7～10	3級
4～6	4級
2～3	5級
1	6級

障害等級	指数
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1
7級	0.5

- (4) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書の記載内容全般を基に、客観的に判断すべきものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、あくまで参考意見にすぎないものであり、最終的には処分庁が診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとする事はできないものである。

2 請求人の障害等級について

- (1) 本件診断書によれば、請求人の障害名は「右上下肢麻痺」とされ、原因となった疾病名・外傷名は「アテローム血栓性脳梗塞」とされており（別紙1・I・①及び②）、参考図示では右半身に感覚障害及び運動障害が認められる（同・II・一）。

そして、等級表解説によれば、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を

踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定することとする。」とされ（別紙2・第3・3・(1)・ケ）、脳血管障害等による片麻痺における体幹障害の認定については、「体幹筋全般の麻痺、体幹から下肢にかけての運動失調、脊椎の明らかな変形等により、歩行能力、起立位や座位の保持能力が著しく低下した場合が対象となる。脳血管障害等による片麻痺では、たとえ、片側の体幹筋麻痺を有していても、体幹障害とはせず下肢障害として認定することとする。」とされている（別紙2・第3・3・(1)・サ）。そうすると、脳梗塞を原因とした右半身麻痺である本件障害については、右上肢及び右下肢の機能障害として認定するのが相当である。

- (2) 以上を前提に、以下、請求人の右上肢及び右下肢の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、右握力は0キログラムであること（別紙1・Ⅱ・一）、動作・活動の評価では、上肢機能を使用する項目のうち、「（スプーン）で食事をする」、「コップで水を飲む」、「ブラシで歯を磨く（自助具）」、「タオルを絞る」及び「背中を洗う」については、×（全介助又は不能）とされていること（同・二）、右半身の筋力テスト（MMT）では肘の屈曲が△（能力半減）であるほかは、全て×（筋力が消失又は著減）であること（同・Ⅲ）から、請求人の右上肢の機能は全廃したものと判断するのが妥当であり、そうすると、等級表のうち2級（4 一上肢の機能を全廃したもの。1・(3)・イ）を適用すべきであるといえる。

イ 右下肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、動作・活動の評価では、下肢機能を使用する項目のうち、「正座、あぐら、横座り」、

「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」及び「公共の乗物を利用する」については×（全介助又は不能）とされているものの、「足を投げ出して座る（背もたれ）」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり）」及び「家の中の移動」は△（半介助）とされている（別紙1・Ⅱ・二）。また、補装具なしでは歩行能力及び起立位保持が不能とされ（同・三）、右半身の筋力テスト（MMT）では股関節の屈曲、外転及び内転が△（能力半減）であるとされ、それ以外は全て×（筋力が消失又は著減）であるものの、筋力は残存していること（同・Ⅲ）からすると、請求人の右下肢の機能は全廃したとまでは判断することができず、一下肢の機能の著しい障害と判断するのが妥当であり（別紙2・第3・1・(3)及び同・2・(2)）、そうすると、等級表のうち4級（4 一下肢の機能の著しい障害）を適用すべきであるといえる。

(3) 以上の結果から、請求人は、右上肢と右下肢の重複障害であるといえるから、それぞれを指数化したものを合算することにより総合等級を判定することになるところ、上肢2級の指数は11、下肢4級の指数は4であって、指数を合算すると15となり、総合等級は2級となる（1・(3)・ウ）。

(4) そうすると、請求人の障害等級は、右上肢機能の障害について、「障害名：脳梗塞による右上肢機能全廃により身体障害程度等級2級」及び右下肢機能の障害について、「障害名：脳梗塞による右下肢機能の著しい障害により身体障害程度等級4級」であって、総合等級として「身体障害程度等級2級」となるというべきであり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法性又は不当性を認めることはできない。

3 請求人は、前述第3のとおり主張し、本件処分の違法性又は不

当性を主張している。

しかしながら、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであるところ（１・(4)）、本件診断書によれば、請求人の本件障害は、認定基準及び等級表解説に照らして、右上肢機能及び右下肢機能の障害として「上肢２級・下肢４級」と認定することが相当であることは、上記２・(4)に示したとおりである。

これに対し、請求人は、歩行等に難渋する状況は体幹の障害に由来するものと理解するしかなく、体幹の障害を認定すべきであると主張する。しかしながら、等級表解説によれば、本件障害のように、脳血管障害等による片麻痺においては、体幹障害とはせず下肢障害として認定することとされているのであり（２・(1)）、右上肢と体幹の重複障害を認めるべきであるとする請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、本件処分による障害認定程度では〇〇区の福祉タクシー乗車料金助成制度の対象にならないことを本件処分が違法・不当である理由として挙げている。しかしながら、東京都が法の適切な運用に鑑み、手帳の交付申請に係る障害の認定を、東京都身体障害者手帳に関する規則、認定基準及び等級表解説に基づいて行うこととしていることが認められ（１・(3)・ア）、これに則った本件処分も妥当であると認められることから（２・(4)）、請求人の主張を採用することはできない。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)